

知っていますか？
下請法

守っていますか？
取引ルール

11月は下請取引 適正化月間です

下請取引のルールは「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）で定められています。

下請法の目的は、親事業者がルールを順守することによって下請取引をより公正なものにし、下請企業の利益の保護を図ることです。

下請法が下請企業の利益の保護を図るため、親事業者に禁じている行為（概要）は次のとおりです。

受領拒否の禁止

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、いったん注文した物品の受領を拒んでではありません。

支払遅延の禁止

親事業者は、下請代金を物品の受領後60日以内に支払わなければなりません。

下請代金の減額の禁止

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、あらかじめ決めた下請代金を支払時に減額してはなりません。

返品禁止

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、受領した物品を返品してはなりません。

買ったたきの禁止

親事業者は、著しく低い下請代金を不当に定めてはなりません。

購入強制の禁止

親事業者は、製品を均質にするため原材料や工具・備品等を自己から購入させる場合を除いて、自己の指定する物の購入を強制してはなりません。

有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者は、有償支給した原材料等の対価を下請代金の支払期日より早い時期に支払わせてはなりません。

割引困難な手形の交付の禁止

親事業者は、下請代金を一般の金融機関で割引引くことが困難な長期手形により支払ってはなりません。

公正取引委員会及び中小企業庁では、定期的の下請取引の実態を調査し、これらに該当する行為が起きていないかどうかをチェックしています。そして、親事業者がこれらに該当する行為をしているときは、その行為をやめさせるとともに下請事業者が受けた不利益の回復措置を講じています。

下請取引に関する相談等は下記の専門機関で受けていますので、お気軽にお問い合わせください。なお、軽易な相談であれば、当センター取引支援課（直通 ☎ 019-621-5385）でも応じています。

公正取引委員会東北事務所取引部企業取引課

☎ 022-225-7095

東北経済産業局取引支援課

☎ 022-263-1111

「地域見本市等出展費用助成事業」 助成申込受付の終了について

当センター取引支援課では、県内登録企業を対象として、国内で開催される見本市、展示会等に出展する際の費用の全部または一部を助成する「地域見本市等出展費用助成事業」の申込を受け付けておりましたが、既に申込額が当初予定した金額に達する見込みですので、申込受付を終了いたします。